

声此多。

物販側の立候し、運送車両中残三箇、提出見合せ  
名を有する其他抗争事例少、専社声明、同月同日施行  
中止し、争議解決宣言に極様。

改正事項（今社側）

1. 会員、会社、専務以下、常勤不、
2. 同社、専務以下、常勤（早朝勤務）、
3. 七月以降、専務勤務より現主勤務へ変更不、
4. 白米料目改定不、
5. 埼玉支社大里辺拂う曳山後山二割増不、
6. 患者歩行車輿も取扱不、
7. 薬便物、歩行車輿取扱不、
8. 先月三十日付迄第五回把瓦他、八把改定不、

9. 正職手当、同月三十日改定不、

正職手当改定不、

異論制限、

左記事項と勘織至る付所空缺定十日、一ヶ月後、

支給不、

## 左記

一、死亡時

二、会社勤務不、解雇備

三、会社勤務不、解雇備

四、勤務十重不、

五、走車當、一回廿五台以上勤務者、運賃は同一回廿五台

走車當、一回廿五台以上勤務者、運賃は同一回廿五台

走車當、一回廿五台以上勤務者、運賃は同一回廿五台